

市議会 2 月定例会 行政報告（2 月 2 8 日）

市議会 2 月定例会にあたり行政報告いたします。

新庁舎建設の違算に係る住民訴訟の控訴審の判決について

初めに、平成 2 8 年 7 月 2 2 日に三村^{みむら}誉一^{よいち}氏から東京高等裁判所に提出された新庁舎建設の違算に係る控訴について、1 2 月 2 2 日に判決が言い渡されましたので、ご報告いたします。

判決の主文は、「一、本件控訴を棄却する。二、控訴費用は控訴人の負担とする。」でありました。

これは、新庁舎建設における鉄骨・鉄筋の違算について、市が 1, 3 3 0, 3 5 0 円と契約日である平成 2 4 年 3 月 3 0 日から支払い済みまで、年 5 分の割合^ぶの額を、設計者である有限会社エーエーティープラス ヨコミゾマコト建築設計事務所に請求することを求める控訴人の訴えを、理由がないとして退けたものです。

東京高等裁判所の判断としては、「違算によって市に損害が生じたとは言えず、市はヨコミゾ事務所に対し、委託契約約款第 3 3 条に基づく損害賠償請求権を行使することができない以上、市に財産管理を怠る事実は存しない。」とする新潟地方裁判所の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないとしています。

このように、市の主張を全面的に認めていただいた判決内容でありましたが、控訴人から 1 月 5 日に最高裁判所に対して上告受理申立て書の提出がありました。

その後、裁判所から連絡がないため、上告の事実しか把握しておりませんが、引き続き厳正に対処してまいりたいと考えております。

新発田市歌の制定について

次に、新発田市歌の制定についてご報告いたします。

新市歌制定については、平成 2 7 年 9 月定例会におきましても行政報告をさせていただいておりますが、このたび、新発田市歌「虹の橋をわたって」が完成したことから、2 月 1 6 日に「新発田市歌制定委員会」委員長より最終報告としてのご提言をいただいたところであります。

最終報告では、市歌は市民が共通して持つことができる新発田市の財産であることから、市歌が末永く市民に愛され、歌い継がれるよう、市民への周知徹底を図っていただきたいとのご提言をいただきました。

市といたしましては、このご提言を踏まえ、市内の幼稚園、保育園、小中高校等^{とう}にCD及び楽譜を配布するなど、新市歌が広く市民の皆様^{とう}に愛され、親しまれるものになるよう、さまざまな機会を活用し、普及に努めてまいりたいと考えております。

新市歌の制作につきましては、総合プロデューズと作詞を本市出身の作詞家である^{あいさんさん}たかたかしさんに、作曲と編曲を「ラブ・イズ・オーバー」、「愛燦燦」など数々のヒット曲で知られる^{さくへんきよくか わかくさけい}作編曲家の若草恵さんに、歌唱を「四季の歌」などで有名な^{せりようこ}芹洋子さんと、^{くっし}日本屈指の児童合唱団である^{さくら}杉並児童合唱団に依頼し、桜^{さくら}吹雪舞い上がる^{ふぶき}真っ青な^{まっさお}大空に、^{なないろ}七色の虹がかかる美しい新発田の情景をイメージした、爽やかで温かみのある^{がっきよく}楽曲^{がっきよく}を制作いただきました。

なお、5月21日には、新庁舎開庁・市制施行70周年記念式典を開催し、^{あいさんさん}たかたかしさんをはじめ、市歌制作に携わった皆様をお招きし、生演奏で新市歌をお披露目するとともに、CDを式典の記念品として配布したいと考えておりますので、議員各位からも、新市歌の普及と活用にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。